

高知県運輸業女性活躍推進実行委員会事務局規程

平成30年 5月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県運輸業女性活躍推進実行委員会規約第7条の規定に基づき、高知県運輸業女性活躍推進実行委員会（以下「委員会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 委員会の資料作成に関すること。
- (3) 委員会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課課長補佐をもって充てる。
- 3 事務局員は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課の職員のうち、課長が指名する者をもって充てる。

(事務の決裁)

第4条 事務はすべて決裁権者の決裁を受けて施行しなければならない。

- 2 決裁権者は、別表1に定めるとおりとする。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の起案は回議書（兼経費支出伺）（第1号様式）により行うこととする。

- 2 文書には、記号及び番号を付するものとする。ただし、文書の記号は、「高運女」とする。
- 3 文書の番号は、文書処理簿（様式第2号）に記載のうえ、一連番号により表示するものとする。
- 4 完結した文書は、年度ごとに編さんし、完結の日の属する年度の翌年度から起算して1年間保存するものとする。ただし、収入及び支出に関するものは、完結の日の年度の翌年度の6月1日から起算して5年間保存するものとする。

(公印の取扱い)

第6条 委員会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表2のとおりとする。

2 委員会の公印の保管、取扱い等については、高知県において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月22日から施行する。

別表1（第4条関係）

事務の種類	事 項	決裁区分	
		会 長	事務局長
1 委員会に関する事務	(1) 委員会の招集に関すること。	○	
	(2) 委員会提出議案に関すること。	○	
	(3) 委員会の運営に関すること。	○	
2 文書に関する事務	(1) 通知、申請、照会等に関すること。		○
	(2) (1)のうち重要な通知、申請、照会等に関すること。	○	
3 事業の実施に関する事務	(1) 事業の実施に関すること。	○	
4 会計に関する事務	(1) 予算に関すること。	○	
	(2) 決算に関すること。	○	
	(3) 支出予算の流用に関すること。	○	
	(4) 収入の徴収に関すること。	○	
	(5) 経費支出伺に関すること。	○	
	(6) 支出の決定に関すること。	○	
5 契約に関する事務	(1) 契約の締結及び変更に関すること。	○	

別表2（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
高知県運輸業 女性活躍推進 実行委員会 会長の印	高知県運輸業 女性活躍 推進実行 委員会会長	てん書	24×24 ミリメートル	会長名をもつ て発する文書 銀行印	1	事務局長